

秋選管告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

令和4年5月20日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

選挙区の別

秋田市	87,255
能代市山本郡	22,437
横手市	25,049
大館市	20,281
男鹿市	7,748
湯沢市雄勝郡	17,431
鹿角市鹿角郡	9,951
由利本荘市	21,538
潟上市	9,322
大仙市仙北郡	28,210
北秋田市北秋田郡	9,628
にかほ市	6,878
仙北市	7,320
南秋田郡	6,494